

お寺をあなたの団体・グループの活動ステージにしてみませんか！

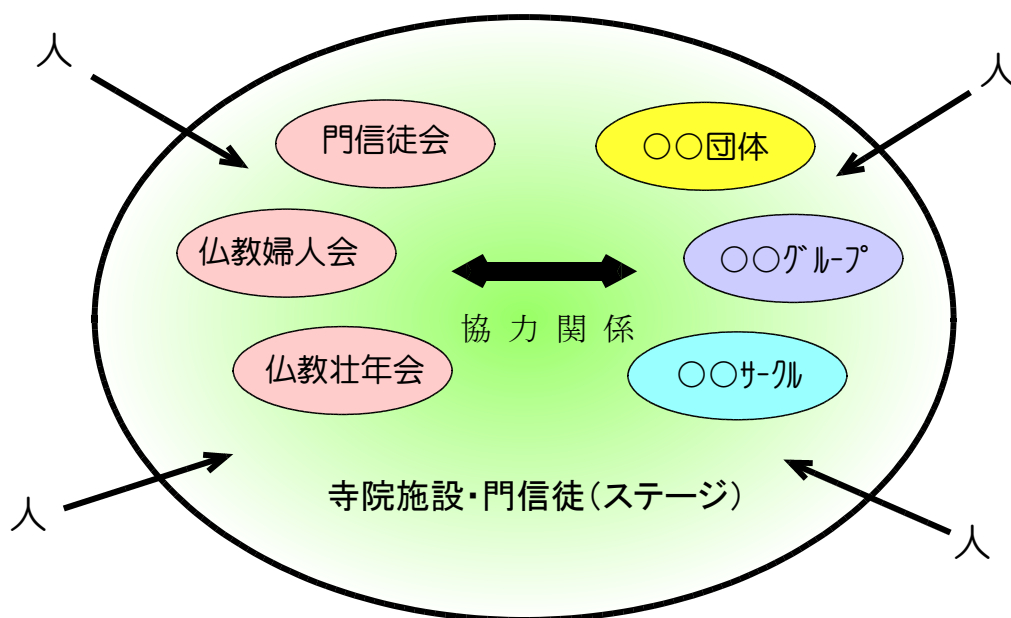
浄蓮寺門信徒会館利用団体募集

「土徳」…「どとく」と読みます。かつて、浄土真宗の盛んな地域は、生産力があるばかりではなく、徳のすぐれた多くの人材を輩出したと言われていました。それは、その土地に徳があったからです。

超高齢・少子社会を迎えた日本。多くの問題を抱えながらも、考えようによっては、これまでにない“心の豊かな社会”の到来ではないでしょうか？経済一辺倒の社会から、真に人間らしい、自己実現ができる社会。

新築された門信徒会館は、お寺の行事や門信徒の仏事に利用されるばかりでなく、真に人間らしい、自己実現をしたいと考えている人々を支援する場所でありたいと考えています。

“土徳の復活”を旨とする浄蓮寺門信徒会館を、あなたの、あなたのグループの活動ステージにしてみませんか？



アート、ライブ、カルチャー講座、法話等活動

■利用団体加入条件

1. 会館利用料
原則は無料。光熱費負担（概算、年払い）。
2. 資格審査
団体募集の趣旨に沿ったものか審査されます。
3. 会館団体利用規程
会館利用に際しては、下記「浄蓮寺門信徒会館団体利用規程」を遵守すること〔特に、利用後の後片付け・掃除〕。会館以外の施設・設備に関しても同様です。

■見学、加入手続き等

1. 施設・設備見学
随時に受付しています。
2. 加入手続き
別紙「浄蓮寺門信徒会館団体利用申込書」に必要事項記入の上、事務所に提出して下さい。
審査の上、利用の可否通知を致します。

■浄蓮寺門信徒会館団体利用規程

1. 団体・グループ・サークル利用は、「浄蓮寺門信徒会館利用団体募集」の趣旨に沿っていること、定期的な利用が条件です。
2. 利用時間は、予め管理者と打ち合わせて下さい。
3. 利用料は、浄蓮寺の活動にも寄与するという条件で免除されます。光熱費は、年単位で、ご負担をお願いします。
4. 二階和室の使用は、許可が必要です。
5. 火気等に注意し、釘付けや張り紙等で建物その他の物件を毀損したり、他の参拝者迷惑になる行為をしてはいけません。
6. 利用の団体・グループ・サークルは自己責任において、準備・後片付けを行い、利用後は直ちに、利用した部屋の設備等を原状に復して下さい。
7. 浄蓮寺に関わる行事や事業が行われるときの利用は出来ません。

■浄蓮寺門信徒会館利用について

1. 車イスでの来館について
付き添いがあれば車イスでの来館も出来ます。会館を通過して本堂にも参拝出来ます。障害者対応のトイレもあります。来館希望の方は予めご連絡下さい。
2. 視聴覚機材・教材の利用について
プロジェクター、スクリーン、マイク、アンプ、ビデオ・DVDデッキ、絵画展示用ピクチャーレール・スポットライト、浄蓮寺所蔵の教化用・教育用ビデオ・DVD教材等が利用できます。ご相談下さい。

■管理者

〒744-0073 山口県下松市美里町3-12-1
浄土真宗本願寺派 浄蓮寺
住職 末武一行
TEL 0833-41-1380 FAX 0833-41-6676

(2005.09.12)